

東日本大震災発生から10年を迎えての会長声明

- 1 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故が発生してから10年が経過した。報道によれば、岩手県、宮城県においては、令和3年3月末日までに、応急仮設住宅から全世帯が退去する見込みだということであり、災害により住居を失った方が新たな居住先を設ける目処がついたことは喜ばしいことである。

もっとも、住居の再建はスタートラインにすぎず、引き続き個々の被災者の状況を踏まえた、さらにきめ細やかな支援が必要であることは言うまでもない。

一方、福島第一原子力発電所事故の被害者については、損害賠償請求権の消滅時効期間が延長されない見込みとなっているなど、同事故により影響を受けた方が補償を得られないことにならないよう今後も注視しなければならない状況となっている。
- 2 当会は東日本大震災の発災以降、これまで法律相談や被災者への情報提供、仮設住宅の巡回活動などの支援活動を行ない、それらを通じて認識された不合理な状況を改善すべく、法律の改正や制度改善の提言を行ってきた。

日弁連や他の弁護士会、岩手県などと協働した結果、債務整理のためのガイドラインの運用改善や災害弔慰金の受給権者についての法改正、復興事業用地の取得に関する制度の設立等については一定の成果が得られた。しかしながら、震災から10年が経過しても、未だ多くの課題が残っており、課題の解消に向けた活動を継続していかなければならない。

また、10年という節目を踏まえ、震災で得られた教訓を将来に伝えていくことも大きな責務である。
- 3 残された課題の一つとして、一度支援制度を利用したもののそれが適切でなかったために生活再建から取り残されてしまったり、家屋が一定の被災をしたものの様々な理由で避難所や仮設住宅に行くことができなかつたりするという、被災者支援に関する法制度の狭間に陥り救済されない被災者がいるという問題がある。

法律上、被災者として支援を受けられるか否かが住家に対する被害のみによって決められてしまうために、壊れたままの自宅での生活を余儀なくされほとんど支援が受けられない在宅被災者の問題、応急修理を利用したためにかえって仮設住宅への入居ができなくなり、不自由な生活が強いられるという問題は、広く認識されている。

被災者生活再建支援法の改正によって、中規模半壊と認定された被災者について加算支援金が支給されるようになったこと、応急修理を利用する場合においても、修理中は仮設住宅の利用が可能となる運用がなされるようになってきたこと等、改善点は見られるが、住宅の被災の程度に基づくのではなく、被災者一人ひとりの被災状況に応じた支援が行われるよう、法制度の改善が望まれる。
- 4 住宅再建後の被災者の生活の再建、コミュニティの再建という問題も残された課題の一つである。

沿岸部の被災市町村においては、災害公営住宅の建設、防潮堤や宅地の嵩上げ工事などは完了しており、物的インフラについては再建が果たされたといえる。しかしながら、その中で新たな生活を送ることになる被災者にとっては、新たな住民同士の関係づくり、地域づくりは始まったばかりである。そして、新たに近隣で住むようになった被災者同士による、新たなコミュニティ形成には時間を要するものであり、様々な形での支援が必要とされる。
- 5 災害から時間が経過したことにより生じてきた問題もある。その一つが、災害援護貸付の問題である。岩手県復興局が実施した避難者実態調査によると、避難生活を送る上で困っていることとして回答者のうち37.1%の避難者が生活資金を挙げ、その具体的状況として、災害援護資金の返済で生活が苦しい、災害援護資金の返済が難しく困っているという回答がなされている。被災者がその経済的負担に耐えられるのか否かを見極め、支援をしていく必要性が高まっている。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律によれば、災害援護資金貸付を受けた被災者

が死亡した場合、重度の障害を負った場合、破産手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた場合、市町村は償還（返済）を免除することができるかとされているが、その具体的な手続き等については全く公表されていない。

そして、実際には、借主である被災者が死亡等しても、法文とは異なり、免除されることなく、相続人等への請求が行われている。法文上は、「保証人が支払うことができる場合を除いて」免除することができるのであり、東日本大震災の特例により、東日本大震災の被災者については、貸付に際して保証人をつけることが要件とされないことことから、被災者の死亡等により免除して良いはずである。

被相続人である被災者の災害援護資金貸付に関する償還債務が免除されるか否か、されるところとしてどのような手続きが必要であるかは、相続人等のその後の生活設計にも関わる重大な問題であり、基準や手続きについて公表されることが望まれるとともに、法に従った適切な運営が求められる。

6 その他にも、災害公営住宅の入居要件及び家賃の問題、公共事業により造成された宅地の強度が十分であるかという問題など多様な課題が残されており、被災者一人ひとりが復興を果たすためにはこれからも支援が必要である。

7 東日本大震災の教訓を将来発生する災害に生かすという観点からは、災害関連死の問題を指摘しなければならない。

災害関連死は、災害により直接死亡したのではなく、災害の影響により死亡時期が早まったものであるところ、対策をとれば一定程度防ぐことが可能である。

東日本大震災における災害関連死の事例を分析することで、将来の災害関連死者数を減らすことができるはずである。将来の災害関連死者数を一人でも減らすために、東日本大震災における災害関連死の具体的な事例を分析し、公表することは、災害関連死を防ぐ対策を講ずるためには必要不可欠であり、岩手県や沿岸市町村に対しては、引き続き災害関連死事例の分析及びその結果の公表等を求めたい。

8 支援の在り方として「災害ケースマネジメント」を制度化していくことも、東日本大震災で得られた教訓として実現して行かなければならない。

当会は、これまで「人間の復興」を目標として被災者支援活動を行ってきた。

被害者一人ひとりが「人間の復興」を果たすためには、被災者それぞれの被災による影響を把握し、それに合わせた支援策をまとめ、各種専門家が連携して支援を実施していく「災害ケースマネジメント」の手法により、被災者支援を行う必要がある。

東日本大震災以降に発生した災害においても、住家に被害は生じていないが災害により生活に大きな影響を受けた例が多く報告されており、一方で、「災害ケースマネジメント」の手法を用いた被災者支援を行い、成果を上げてきた例も多数見られるようになってきた。当会としては、今後、どこで災害が生じて、同じように被災者支援が展開されるよう、引き続き「災害ケースマネジメント」の法制化を求めて活動を行っていく。

9 昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、被災地に限らず多くの人が集まることができない状況が継続している。また、東日本大震災被災者援助特例法が令和3年3月末日で期限を迎え、延長がなされないことが見込まれる。

震災から10年が経過しインフラの整備が進んでも、被災者が受けた震災による影響は消えることなく残っており、見えない化させてはならず、継続した支援活動が必要である。当会としても、被災者それぞれが抱える問題が解決され、被災者一人ひとりが望む復興が実現されるよう、今後も継続して被災者に寄り添った支援活動を継続して行う所存である。

2021年3月11日

岩手弁護士会
会長 大和久 政 也

